

議会運営委員会会議録（令和元年 8 月 26 日）

出席委員 岩城委員長 古沢副委員長 尾崎委員 浦田委員 開田委員 中川委員
原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石坂総務部長 澤口総務課長 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 妻木局長 永田局長補佐

午前10時00分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。尾崎委員、中川委員にお願いいたします。

日程第2 令和元年9月定例会提出案件について当局の説明を求めます。

【石坂総務部長】 それでは、9月定例会に提出する議案の概要について説明をいたします。

まず、補正予算関係が4件、一般会計のほか2つの特別会計と事業会計1件でございます。

新規条例につきましては1件、それから一部改正条例につきましては、印鑑条例の改正など7件でございます。

その他の案件につきましては、平成30年度の各会計の決算認定が7件、裏のほうへまいりまして、企業会計の剰余金の処分、それから不動産の処分、市道の路線認定及び廃止でございます。

また、報告案件につきましては、平成30年度決算に基づく健全化判断比率等についての3件であります。

また、追加議案として人事案件が1件ございます。

それでは、内容につきまして担当から説明を申し上げます。

【奥村財政課主幹】 おはようございます。

議案第54号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第2号）でございます。

概要については、いつもの表のほうでご説明を申し上げます。

今回2号補正となっております、今回の補正額1億1,734万2,000円、補正後の一般会計の総額は129億3,759万2,000円となります。

今回の補正に伴いまして、一般財源は1億726万6,000円使用しております、財源の内訳といたしましては、森林環境譲与税140万円、繰越金1億573万4,000円、諸収入13万2,000円となっております。

内容について簡単にご説明を申し上げます。

まず2款総務費でございます。

防災対策推進費ということで720万円でございます。こちらは、国、県の新たな浸水想定区域に対応いたしました洪水ハザードマップを作成するものでございます。

続きまして、民生費でございます。施設等利用給付費444万円でございます。10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、幼稚園型の認定こども園におきまして、これまで利用者負担をしていただいておりますが、こちらの部分について、預かり保育の部分について無償化となりましたものですから、そちらの補正を行うものでございます。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

まず3本ございまして、森林整備対策事業費59万4,000円となっております。こちらは、次年度に西部小学校に放課後児童クラブを施設整備する予定としておりますが、こちらに必要な間伐木材を切り出して対応するものです。市の負担分は15%で59万4,000円となります。残り85%は国、県の補助金となっております、総額的には390万円余りの事業費となっております。

続きまして、治山事業費440万円でございます。こちらはテキサスゲートが設置してあります東福寺下野線のほうですが、そちらのほうで山腹法面の崩壊がございまして、こちらを県単の治山事業を使って修復を行うものです。補助率が2分の1となっております。

それから、森林環境譲与税基金積立金140万円でございます。今年度から国から譲与されることとなりました森林環境譲与税について、満額積み立てを行うものでございます。140万円でございます。

農林水産業費全体で639万4,000円の補正でございます。

続きまして、7款商工費でございます。

工業振興対策費ということで2,997万6,000円の補正でございます。本市工業振興条例に基づきまして新たな施設整備などが行われました6社の方々に対しまして、工業振興補助金を行うものでございます。

続きまして、8款土木費でございます。運動公園管理費ということで410万円でございます。有金、堀江球場で使用しておりますグラウンドをならすスポーツトラクターが老朽化したということで、こちらを導入するというところでございます。410万円でございます。

それから、10款教育費です。3本でございます。幼稚園施設等利用給付費ということで333万円でございます。こちらは先ほどの民生費と同様でございます。10月からの幼児教育・保育無償化に伴いまして、幼稚園におきまして利用者負担を行ってございました預かり保育の部分について無償化になるということで、この同額を補正するものでございます。

続きまして、テニス村管理運営費250万円でございます。みのわテニス村のファミリーハウス、グリーンハウスにおきまして、非常用照明バッテリーを点検いたしましたところ、交換の必要があったということで、こちらのほうについての補正でございます。

それから、スポーツ・健康の森公園整備費190万円でございます。山側の第1駐車場にございます部分に駐輪場を整備いたしますが、これを屋根つきの駐輪場を整備するというものでございます。

10款は全体で3本でございます。773万円の補正額となっております。

続きまして、11款公債費でございます。元金3,932万8,000円でございます。昨年に引き続き任意の繰上償還を実施するものでございます。この任意の繰上償還に基づきまして、後年度支払うべき利息を580万円余り軽減することができるものと見込んでおります。

続きまして、国県支出金返納金1,817万4,000円でございます。こちらにつきましては、国県等の補助金について、実績に基づきまして、過分に受け入れてしまったものについて返納を行うものでございます。

子ども課分の子ども・子育て支援交付金、それから農林課の多面的機能支払交付金、それから市民課の母子保健衛生費国庫補助金、福祉介護課の生活保護費負担金など、全部合わせまして1,817万4,000円の返還でございます。合計で1億1,734万2,000円の補正となっております。

一般会計は以上でございます。

続きまして、裏面、介護保険のほうをお願いいたします。

議案第55号 令和元年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）となります。今回、補正額は3,085万5,000円となっております。30年度分の繰越金並びに精算金が確定したことに伴う補正でございます。歳出では、介護給付費の先ほど申しました国県等の返納金の一部でございますので、こちらを926万円返した後、全額を積み立てするものでござ

ございます。積立額が2,159万5,000円となっております。

続きまして、議案第56号 令和元年度滑川市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）でございます。今回、補正額5億6,251万3,000円となっております。安田工業団地につきまして、4区画あるうちの1から3区画までの売買見込みが立ったこと、それから代替地が1件ありまして、そちらの部分についても売却の見込みが立ったことから、この売却代金をそのまま元金の繰上償還に充てるものでございます。5億6,251万3,000円の繰上償還を行うものでございます。

続きまして、議案第57号 水道事業会計補正予算（第1号）でございます。収益的支出、資本的支出と2つに分かれて書いてございました。これは案件1つの中身でございまして、水道事業におきまして任意の繰上償還を実施するものでございます。水道事業におきましては、財政融資資金などの政府系の資金を借り入れておりますが、こちらの部分について繰上償還をするんですが、それに一部保証金ということで利息の一部を負担する必要がございます。こちらを収益的支出の特別損失で707万8,000円計上いたしまして、残り元金7,472万2,000円を企業債償還金として支払うものでございます。市全体としての起債の減少を行うという作業をしたいと思っております。

補正については以上でございます。

この後、予算案件がありますので、私のほうで説明を続けます。

その他関係で、議案第66号 平成30年度滑川市一般会計歳入歳出決算認定から議案第72号 滑川市下水道事業会計決算認定についての計7本につきましては、決算の認定をお願いするものでございます。

裏面のほうをお願いいたします。

議案第73号 平成30年度滑川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。こちらは、水道事業におきまして、30年度に発生しました利益剰余金について建設改良積立金もしくは資本金への繰り入れを行うものでございます。

議案第74号 平成30年度滑川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についても同様の作業でございます。

その他、報告案件が3件ございます。

報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。こちらは、財政の健全化に関する法律に基づきまして、決算の認定を受けた際、監査委員の意見を付して議会に健全化判断比率等を報告するものでございます。

それから、報告第10号 実質公債費比率の推計及び中期財政計画についてでございます。こちらのほうは、滑川市健全な財政に関する条例に基づきまして、将来5カ年分の比率の推計、それから中期財政計画の報告を行うものでございます。

続きまして、報告第11号 平成30年度における主要施策の成果についてでございます。こちらは、地方自治法の規定に基づきまして、決算の認定に伴いまして提出する書類でございます。

今回、主要施策の成果につきましては全面リニューアルを行っております。前年度決算額を新たに乘せたほか、当該年度の決算について各財源、国庫支出金や地方債、それから一般財源の内訳を記載することといたしました。ということで、わかりやすくなるように努めております。

私からは以上でございます。

【澤口総務課長】 それでは、私からは条例関係についてご説明申し上げます。

一覧表の表面にまた戻っていただきたいと思っております。

はじめに、新規条例関係についてでございます。

議案第58号 滑川市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

国から譲与される森林環境譲与税等を財源とする基金を設置し、本市における森林整備及び事業の促進に資することとするものでございます。

主な制定内容につきましては、まず基金の設置に関する規定、あと基金の積み立て処分に関する規定の制定等でございます。なお、施行期日は公布の日であります。

続きまして、一部改正条例関係であります。

議案第59号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年11月5日に施行されることから、この当該条例において引用している部分の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、印鑑登録できる氏名等に旧氏、旧姓が追加されることとなるものであります。施行期日は11月5日であります。

続きまして、議案第60号 滑川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の関係法令が本年8月1日に施行されたことを受け、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、引用している法令の条項が改正されたことに伴い、当該条例、

第15条関係の条文を変更するものであります。施行期日は公布の日からであります。本年8月1日から適用するものであります。

続きまして、議案第61号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されたこと及び児童福祉法の一部が本年6月14日に施行されたことから、この条例において引用している部分の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、家庭的保育を行う事業者に義務づけられている保育所との連携に関する規定の見直しや、食事の提供の経過措置に関する適用の見直しなどが行われるものであります。施行期日は公布の日であります。

続いて、議案第62号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に向け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と関係法令の規定が整備されることから、この条例において引用している部分の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、これまで保育料に含まれておりました2号認定の子どもに係る副食費について事業者が保護者から支払いを受けることができることとするほか、収入の少ない世帯について副食費を免除する規定を設けるなどするものであります。施行期日は本年10月1日であります。

議案第63号 滑川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に改正されたことから、当該条例において引用している部分の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施するものに指定都市の長が拡大されることとなるものでございます。施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案第64号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道法施行令の一部が改正され、本年10月1日に改正されることから、この条例において引用している部分の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、給水装置の構造、材質について引用している法令が改正さ

れることに伴い、当該条例に係る部分を改正するものでございます。施行期日は本年10月1日であります。

議案第65号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正され、本年12月14日に施行されることから、当該条例において引用している部分の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、消防団員の欠格条項から成年被後見人等を消すほか、文言の整理を図るものでございます。施行期日は本年12月14日であります。

続きまして、裏面をお願いしたいと思います。

その他案件でございます。

議案第75号 不動産の処分についてでございます。第4期安田工業団地における土地の売却でございます。

議案第76号 市道の路線認定及び廃止についてであります。菰原団地8号線ほか10路線についての認定及び上島団地4号線ほか3路線の廃止についてであります。

最後に、人事案件の追加議案でございます。

議案第77号は、滑川市教育委員会の委員の任命についてであります。教育委員のうち1名が本年10月2日をもって任期が満了となりますので、その任命について議会の同意を求めるものでございます。

私からは以上であります。

【岩城委員長】 ご苦労さまでございます。

ただいまの説明について質疑ありますか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 では、当局、何かほかにありますでしょうか。

【石坂総務部長】 9月定例会の議案とはちょっと関係のない話なのですが、原子力災害発生時における広域避難について説明させていただきたいと思います。

お手元の資料「原子力災害時における静岡県掛川市からの広域避難の受け入れについて」をごらんいただきたいと思います。

原子力災害が大規模地震などと複合的に発生した場合における広域避難について、さきの富山、静岡両県での協議に基づきまして、県内全市町村で受け入れることとされておりますけれども、あした、27日でございますが、避難元である静岡県掛川市長がおいでにな

られます。そうしたことで、広域避難に関する協定の締結ということで予定しておりますので、その概要について説明を申し上げます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

【澤口総務課長】 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

国の災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を受けて、平成28年3月に静岡県では浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定され、住民等の避難や一時移転のほか、被爆の低減等安全確保のほか、平時からの防災体制の充実強化などについての指針が示されているものでございます。

この中で、発電所からおおむね31キロメートル圏内の、これはUPZと申し上げておりますが、緊急時防災措置を準備する区域等に当たる市町村の住民の避難先の確保の方針が示されております。今ほど部長が申し上げましたが、原子力災害が単独で発生した場合には、静岡県のUPZ圏外、31キロ以上の圏外の市町村と山梨県、愛知県、三重県、岐阜県に避難先を確保する方針が示されております。

2番目、こちらは大規模地震と複合災害時などで、①静岡県内のUPZ以外等々で避難できない場合について避難者を受け入れるもので、そこに記載してありますように、東京、埼玉、群馬、富山、福井、石川県が受け入れる計画となっております。

静岡県と富山県で協議がずっとなされておりました、富山県では菊川市、掛川市からの広域避難を受け入れることとなっております、その旨、平成29年2月28日付で富山県から本市へ通知されたところでございます。これを受けまして、掛川市の原子力災害広域避難計画の方針の策定に向けて、滑川市を含む県内関係市町村と協議を重ね、平成30年3月に掛川市の方針が成立し公表されたところでございます。

滑川市におきましては、掛川市の西郷地区からの広域避難を受け入れることとなっております、先ほど申し上げましたとおり、あす掛川市長がお見えになられるということで、こうした機会を捉えまして広域避難に関する協定を締結できればというふうに考えております。

その下、参考まででございますが、掛川市の西郷地区の住民は6,440人で、このうち3割から4割は親戚であったり知人宅に避難するだろうと言われておりました、滑川市は3,900人から4,500人と見込まれております。

一方、滑川市につきましては、滑川市総合体育センターなどで8,490人を受け入れることができると考えております。

裏面の地図をごらんいただきたいと思いますが、掛川市の西郷地区につきましては黒く示したところをごさいます、掛川市の中でも比較的原発から離れておりまして、20キロ圏外にある地区でございます。

まず上のほうを見ていただきたいんですが、避難者の流れとしましては、まず避難者は浜松市等の避難待機所に集まりまして検査を受けられまして、場合によっては、除染されて安全が確保された後、滑川市の避難経由所に到着して各避難所に行ってくださいということになります。

また、初期対応の最初の3日間につきましては、滑川市の職員が受け付け等の業務を行います、掛川市の職員が滑川市に到着次第、掛川市の職員に業務を引き継ぐということになっております。

そのほか、滑川市に避難されるような複合的な大規模災害発生時は災害救助法が適用されることが想定されますので、本市の負担はないんじゃないかというふうに考えております。

大変簡単ではございますが、概略は以上で終了させていただきたいと思います。

【岩城委員長】 では、ただいまの説明について質疑ございますでしょうか。

【古沢副委員長】 念のためと言ったら変だけど、受け入れるのはそれで大いに結構なことだと思いますが、受け入れ施設避難可能人数が8,490人となっていますけど、総合体育センター等ということのようだけど、8,490人も受け入れ可能なのかなと率直に思うのですが、いかがなんでしょうか。

【澤口総務課長】 1人当たり3平米という話で県のほうから案内がございまして、そういったものから考えますと、8,400人余り受け入れ可能じゃないかなということで想定しております。

【古沢副委員長】 これ、3平米で何日間ほどでしたか。3平米って1坪にもならないんじゃない？

【澤口総務課長】 なかなか厳しい面積であるということは認識しておりますが、何日間になるかはちょっと今の時点では申し上げにくい状況です。

【古沢副委員長】 先方に変に期待を抱いていただく、あまり現実的でないような、3日間は市が対応、後から来られるというがだけど、何日間ぐらいになるかわからないけど、長期に及ぶ場合はまた別の何かを考えなきゃならないんだろうと思いますけど、そういう意味で言うたら、この体育センターはまさにごく初期の短期間のというふうな考え方なの

かな。

【澤口総務課長】 ずっとここにというわけにもいかないのかなというふうに思いますが、放射能がいつ軽減というか、放射能の値がいつ低くなっていくのかなというのもちょっと今の時点では読めませんので、まず何人がこちらのほうに避難されるか等々を見極めながら柔軟に対応していかなければいけないのかなというふうに考えています。

【古沢副委員長】 まあこれ以上言わないけど、聞いてもしようがないがかもしれんけど、恐らくこれ、国のいろんな指導等があって策定されたものであろうと推察するんですけど、こう言っちゃ語弊があるけど、これはかなりいいかげんな計画だなと。それ以上言わんちゃ。

【石坂総務部長】 静岡県が立てておる避難計画の中では、一応原則1カ月ということにされております。それ以降につきましては、より広範囲での移転等について、静岡県、それから国によって調整することとされておるところであります。

【開田委員】 たとえ3,000人であろうと、あした発生するかもしれんにかね、もし何だったら。例えば寝具だとか、そういうものもやっぱり予備に準備していくってこと？

【石坂総務部長】 一応避難元である掛川市さんのほうで全て原則準備するということがされております。それで、例えば滑川市に備蓄しておるいろんなものがありますけども、その中で対応可能なものについては一時的にそれをお貸しすると。あと、結局、その費用等については後から国のほうからいただけるというふうに認識しております。

【開田委員】 何もないほうがいいですね。

【尾崎委員】 そうなると、いわゆる広域避難の受け入れ、万万が一発生した場合の細かな受け入れ計画だとかそういうものについては、これはあくまでも静岡県さんのほうでそういう計画をつくられて、それに準拠した形で受け入れ側の滑川市ほかの市町村が受け入れていくということになれば、計画そのものがどこらへんまでのレベルで、今みたいな細かな質問が出てくるじゃないですかね。となると、具体的な話で、そういうものが今の段階で計画できているのかどうかということが1つ気になるんです。

【澤口総務課長】 静岡県で計画を立てておられるほか、掛川市でも避難計画の方針について定めておられまして、今ほど言われた具体的にどういったことにしていくかというのは、その都度また詰めていく必要があるのかなというふうに思っております。

【尾崎委員】 わかりました。よくわかりましたというか。

【浦田委員】 いろいろと細かい議論はなされると思うんですけども、いずれにしても、

協定書にそういった文言もいろいろと条件が記載されると思うんですけど、その協定書は公開、オープンになるのかならないのか、それだけお聞きしたいと思います。

【澤口総務課長】 特に、協定書は非公開にするような内容のものでないと考えておりますが。

【浦田委員】 公開できるとなれば、一般市民に公開されるのか、例えば公文書という扱いで公開されるのか。具体的に言うたら、協定書の中身をホームページで載せるとか、そういったことはあるのかどうか確認できれば。

【澤口総務課長】 今の時点でホームページに掲載するというのはちょっと考えてはいなかったんですが、情報公開請求があればお示しできるものかなと思っております。

【浦田委員】 とりあえず、現状は情報公開という形、一般公開については未検討ということで理解してよろしいですね。

【澤口総務課長】 はい。今委員さんおっしゃられるとおりであります。

【中川委員】 これからだと思うんですが、当然、たくさんの皆さんが避難されるということになると、それこそどういように誘導されるかというのも本当に怖いところじゃないかなと。現実にこういった避難誘導をされたことがあるのかないのか。例えばもし地震が発生した場合、市民大ホールへの誘導の訓練をされたとかということが一番大事なことになると思うんですね。もし原子力発電が原子炉から漏れて避難するということになると、どのような職員の体制を、これからしなきゃならないと思うんですが、そういった体制づくりというのは大変重要になってくると思います。ただ来られ来られじゃだめだと思うんで。

【澤口総務課長】 まず、掛川の皆さん方については、西郷地区の方は滑川市に避難されるということでございますので、それぞれ自家用車、あるいは運転できない方、高齢者等につきましては掛川市が用意するバスで、滑川市のまずスポーツ・健康の森公園の駐車場にお見えになられると。そこで、滑川市の職員が来られた方、多分車で来られれば家族ごとになるでしょうから、そういった方々を体育センターなりサン・アビなりに誘導していくということになるかと思えます。

職員については、受付簿等々によって何人避難してこられたか、家族関係等々、お伺いしながら避難所へ案内するという形になるかと思えます。

【中川委員】 今ほどサン・アビと言われたんですが、要は、総合体育館あるいはまたサン・アビも含めて滑川が8,490人の受け入れ体制、こういうことなんですね。

「等」が……さっき言われた。

【澤口総務課長】 具体的に申し上げませんでしたでしたが、今ほど申し上げました総合体育センターのほか、サン・アビ、あと図書館、市民交流プラザ、滑川高校、フットボールセンター富山と早月中学校ということで、各施設を管理している課なりとも協議しながら、あと受け入れ先の学校なり財団であったりといったところと協議しながら、今申し上げた施設で受け入れが可能ですよということで案内をいただいて、それを県に報告したというのが経緯でございます。

【開田委員】 もう1つだけいいですか。これって、例えば魚津市はどこかするとか、上市町はどこかする、要は、近隣市町村が全部一斉にこの受け入れをするということになるんですか。

【澤口総務課長】 今、魚津もほかの地区を受けることになっております。県内、西のほうは菊川市で東のほうは掛川市を受け持つような形、基本的にはなるように計画が立てられております。

【開田委員】 はい、わかりました。

【岩城委員長】 皆さん、よろしいでしょうか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 では、当局の皆さんには退席をお願いします。

(当局退室)

【岩城委員長】 では、日程第3 請願・陳情・意見書等について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【妻木局長】 請願・陳情・意見書要望提出一覧表のとおり、本日9時30分現在で意見書提出案件要請が1件提出されております。件名は、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。提出者は移植ツーリズムを考える会、理事、井田敏美からでございます。提出者に確認したところ、陳情書としてではなく意見書提出要請として受け付けてほしいということでございました。趣旨説明の申し出はございません。

これにつきましては、それぞれ会派等に持ち帰って協議していただくこととなります。協議結果は、9月10日火曜日の本会議前の議会運営委員会で報告していただきたいと思っております。

要望書につきましては、資料2から4のとおり3件提出されておりますが、先例に従い参考配付いたしたいと考えております。

なお、請願・陳情・意見書提出要請等の最終受付日は、定例会開催日3日前の8月28日水曜日の午後5時までとなっておりますので、それまでに追加案件があれば、9月2日月曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、各会派・グループで協議をいただき、こちらのほうも9月10日の本会議前の議会運営委員会で協議結果を報告していただきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

【岩城委員長】 ただいまの説明について委員の皆様、何かありますか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 よろしいでしょうか。

請願・陳情については今のところないということですが、28日までに案件が出てくれば、今ほどの事務局のとおり進めたいと思います。

なお、意見書提出要請1件については、各会派・グループに持ち帰って取り扱いを協議していただきたいと思います。

続いて、日程第4 その他ということになります。

2件ありまして、1つは、常任委員会、予算特別委員会、議会運営委員会及び委員会の協議会の会議録の一般市民への公開であります。これらについて、皆さん方に各会派・グループでご検討ということで、その協議結果をお聞きいたしたいと思います。

委員会の会議録については、本会議の会議録同様に翻訳を委託しております。協議会については事務局の要点筆記によるものであるということで、これまでは公文書開示請求を受けて開示をしていたということでもあります。

それぞれ委員会、そしてまた協議会はどうするのかという形で皆様方にお聞きをいたしたいと思います。

まずはじめに、会派自民さん。

【中川委員】 私のところは、委員会にしても協議会にしても、そんな隠すことはないと思うので、堂々と公開されたらいいと思うので。

【岩城委員長】 共産党さん。

【古沢副委員長】 私も、委員会も協議会も基本的には公開されるべきだろうというふうに思います。ただ、委員会協議会は今、事務局職員が要点筆記をしているというのが現実なので、そこらへんの負担と正確性の問題、これを何とかしなければいけないかなという思いがあります。基本は公開のほうでいいんだけど、公開されるとなると、やっぱり要点

筆記するほうもとってもね、だと思うので、これまでもそういうつもりでやっておられたんだとは思いますが、ちょっとそこが気になるところなので、そこらへんの何か解決策はないかなというのが思いです。

【岩城委員長】 わかりました。

開田委員。

【開田委員】 私も原則公開ということで。

【岩城委員長】 浦田委員。

【浦田委員】 私も公開で異議はございません。ただ、手法についてはまた、先ほどもあったけど、公開条例に基づいてということで、そこを議論されたらいいかなと思います。

【岩城委員長】 尾崎さんは一緒ということだね。

【尾崎委員】 はい。

【岩城委員長】 では、各会派・グループの報告のとおり、委員会及び協議会の会議録については、本会議の会議録同様にホームページに掲載するなどして市民へ公開することといたします。

それで、公開の時期ですが、9月定例会からよろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 では、9月定例会から公開することといたしたいと思います。

事務局、何かありますか。

【妻木局長】 委員会の会議録の公開につきましては9月定例会から公開ということで、一応当局のほうとも話したり調整したいと思います。

協議会の会議録につきましては、古沢副委員長のおっしゃるとおり、現在は事務局の要点筆記であり、会議録署名委員の指名などもないことから、公開にあたっては、内容の確認方法も含めてちょっと考えて対応したいと思いますので、協議会のほうについてはまた後日相談させていただければなと思います。

【古沢副委員長】 ちょっと確認なんですけど、今、委員会協議会もちろん録音はしているんですよね。それは職員が起こすのに参考にするためにということなんで、例えば委員会協議会のそれも反訳を依頼するということになると、これは費用的にはかなり高くなるということになるんですかね。委員会協議会は不定期だからね。

【永田局長補佐】 副委員長おっしゃるとおり、委員会協議会については録音したものを事務局のほうで、要点筆記と言いつつも、かなり会議録に近い形で作成はしております。

これを反訳の業者に委託するとなると、費用的には恐らく大分大きくなるかなという心配はあります。

【古沢副委員長】 心配なのは事務局の手数がかかなり増えるのかなと。全体としての流れはやっぱり公開というのが大きい流れだから、それは外せないと思うんだけど、それだけが心配なんですよ。

【永田局長補佐】 おっしゃられるとおり、大原則は公開ということになるというふうに思いますので、先ほど局長からもあったとおり、当局との調整も当然必要になってくると思いますので、公開ということを念頭に置いて、どのような手法で行くかということに関してはちょっと調整させていただきたいというふうに思います。協議会のほうに関してはですね。

【中川委員】 今回の議会だより、百九十何号やら。今回の中に差し込んで、委員会の討論の内容が載せられとったんやちゃね。あれを見て私はちょっと、前もって見せてもらったから、最初のときはちょっとびっくりしたんですが、恐らくあれを配られてそのときに見た人は本当にびっくりしたと思う。現実にああいうような現象に、公開となるとそれは当然だと思いがですが、今回公開とかそういうのもなしにぼーんと出された。あれは私はちょっといかなものかなと思った。やはり出すよということを言うてもらわんと、心の…。それこそ、ああいう場合は思い切った討論の仕方をしますから、そうなる、隠し事までしなきゃならない討論になってはおもしろくないと思うんで、出すよということを心に決めておけば、言うてもらえば改まった言葉になるかもしれんし、あまり苛酷な意見も出さないかもしれないし、そのへんはやはり、今回から公開ということになればみんなそれぞれ覚悟されると思いますが、これは私は前回そうばっと思っただけです。

【開田委員】 委員会協議会こそが全部話ししないと前に進まないことなので、そこらへんは一語一句書いていくとか発表するとかじゃなくてもいいんじゃないですかね。

もう1つは、この間の議会報の1枚物に関しては、議会報の委員のほうからもそういう話が出たし、全員協議会でも一遍そういうものを差し込んで出しますって角川さんが言ったと思うがです。そういうものがどういうものなのか多分わからなかったと思うがですけどね。だから、委員会協議会に、中川議員みたいにこれ言うたらだめだろうといったらちょっとだめだと思うし、どういうもんけ。

【中川委員】 そういう心が働くと思う。

【開田委員】 ああ、働くのはわかるちゃね。

【中川委員】 それは人間だから。

【開田委員】 わかります。だから、そこらへんは上手にきちっとした日本語を使っただいて。

【岩城委員長】 いろいろと。

【開田委員】 だって、委員会協議会こそみんな。

【岩城委員長】 考えながらあれかもしれんけど、公開ということにしてやりますから、また皆さん方考えてみてください。

各会派・グループ、報告のとおり、委員会の会議録については、本会議の会議録同様にホームページに掲載ということにいたしたいと思いますので、市民への公開ということがあります。

なお、協議会の会議録につきましては、これは翻訳を委託してはおりませんので、事務局職員による要点筆記であることから、これまでどおり公文書の開示請求書の提出をもって公開するというものではありませんけども、今局長が言われたように、もう一遍当局とのすり合わせ、検討も必要ということでもありますので、協議会に関してはもうちょっと待ってくれということでもあります。

また調整しながら、何のせ公開するという原則は曲げないと思いますので、そこらあたり、委員会は9月定例会からということにいたして、協議会に関してはちょっと時期を見てという形にいたしたいと思います。

それで、もう1つの滑川市議会の基本条例の検証でありますけど、各会派・グループ、多分検証を行っておられると思います。どう言うたらいいか、これは、この前言いましたように、11月末までに我々このメンバーで一遍検証という形になっております。これだけは、どう言うたらいいか、別個に日を設けて、朝からこれだけに集中して何日間か行わないとなかなかこれは大変ではないかなという思いであります。それから、議運のついでにやるというものではないような気がいたしますので、改めて日を設定して、これだけに集中してやっちはいかがかなというお話も聞こえます。皆様、どういものでしょうか。

【古沢副委員長】 だと思っんですね。ほかの会議がある日にあわせてやるというにはちょっと課題が大きいのではないかなと。各会派によっては当然評価も違うと思うので、そこらへんの意見の調整、取りまとめといったことも当然出てくるので、これはかなり時間をかける必要があるんじゃないかなと思っっていますので、独立した日で時間を取ってやったほうがいいと思います。

【岩城委員長】 では、何のせ、このメンバーで一遍検証という形はやらんらんという意見であります。

9月議会はちょっと長めになりますけども、それこそ別個の日に何日間か日を設けて、改めて朝からこれだけに集中して実施したいと思います。

日については、皆さん方のご意見を聞きながら、なるべく早くスタートをいたしたいと思います。できれば9月議会が終わってからかなということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 次に、前回の協議会におきまして議長のほうから提案がございました。会議、行政視察、議員交流会等の欠席届について話が出ておりました。これについて議長のほうからよろしくお願いいたしたいと思います。

【原議長】 前回の議運のほうで、私のほうから欠席届という書類をつくりたいということとでお願いしました。

お手元に配付してあるとおり、4種類の欠席届を事務局のほうと相談して皆さんに提示いたしました。

1枚目につきましては、これは本会議、定例会に欠席するというので、会議規則第2条というのは、先例の様式第1号にこれは定められておるものでございます。定例会欠席については、この様式で今までどおり提出していただくと。

1枚めくっていただきまして、その裏面であります、これにつきましては、姉妹都市交流や議員交流会の欠席をこの理由によって届け出るという様式といたしました。これはいたしましたというか、つくっております。

その次、3枚目でございますが、これにつきましては、委員長宛ての会議の欠席届、様式、会議規則第87条の規定によりということ、委員長宛ての会議の欠席届であります。

その裏、最後であります、これにつきましては、委員長宛ての行政視察等の欠席届ということで、この計4種類の欠席届を皆さんにお諮りしたいと思っております。

これにつきましては、きょうこの議運でこれよしということになれば、8月28日、あさっての定例議員協議会でお諮りいたしまして、9月1日から適用というふうにさせていただければと思っております。

欠席届につきましては、当然それ相応の理由があつて出てくることでありますので、青山議員から文書での回答と全員定例協でありましたが、受理をしたことによって許可をす

るという形で考えております。

ただ、理由によっては聞き取りを当然行わなければならないと思っておりますので、文書での回答はまず行わないということでやりたいと思っております。

先例につきましては、欠席の届け出は文書、口頭または電話により開議時刻前までに行うものとするがあります。これを変更するとまた突発的な場合もありますので、事前にわかるものは文書で提出するものでございまして、先例の改正は行わないで、今までどおり残しておくというふうにしていきたいと思っております。

皆さんからまたご意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【岩城委員長】 ただいまの説明について、委員の皆様、何かございますでしょうか。

【中川委員】 理由の項目ですが、いろんな会社等の考えを聞くと、自己都合でも通るといふ世界なんやちゃね。それでちゃどうもならんがで、内容は詳しく書いてくれということにしていないと、単なる自己都合でちゃ。

【岩城委員長】 口頭で終わってしまう。

【中川委員】 現実、それでも法的には通るということを聞いとるから、今回の場合やはり。

【岩城委員長】 理由は具体的に何か。

【尾崎委員】 この欠席届は、議員が例えば委員長なり議長宛てに書いて、議員が自分で書いて判こを押せばこれで形的には整うわけですけど、これを例えば出して、理由によっては差し戻しとか、そういうことになることを考えたときには、やはりまず当然、委員長との会話というか、そういうのはあつてしかるべきだろうと思うんですね。で、わかったと、なら、これを出せと、こういう話じゃないかなと。一方的に書いてきたからという、逆にそういうことを、やんちゃな解釈をしたら、これ、書けって言うがならわかった、書くわよっていうて開き直るような人が出てくるとまずいと思うので、やっぱりそれはしつかりと理由を聞いた後に、中には例えば委員長決裁というか委員長で判断できんということだって当然出てくると思いますね。今までの過去の例を見ると。そしたらやっぱり、委員長、それから、これはちょっと俺でちゃ判断できんじゃということになれば当然議長なりに相談して、そしてという話。といったときに、やっぱりこれはだめやというようなことも出てくると思うので、そういうことでの欠席届というふうに考えていいんですよね。

【原議長】 今、尾崎さんも言われたとおりであります。ただ、理由をぽんと書いてただ渡すという、そういうことはないんで、当然やっぱり議長なり委員長には、こういった理

由で、こうこうなもんだからどうしても欠席させてくれと、それはそういった説明は当然あるわけで、今言われたように、それでちゃ委員長でちゃ判断できんということになれば、それはまたその時点で十分協議していかんとあかんと思うんですね。だから、あくまでも説明なしに紙だけ出すということは全く、それは受け取ることもできないんで、ちゃんとこれでよければ定例全員協にその理由を説明して納得づくのうえに欠席という形で皆さんに協力を得るしかないと思っておりますので。

【浦田委員】 今ほどの説明で、定例会と委員会という話が出ました。なら協議会はどうなのかなと思って。その点。

それと、前は欠席だけではなくて遅刻、早退の話も出ていたと思うんですけど、遅刻、早退は届けは要らないのかどうか、その確認。今回は欠席届だけということで理解してよろしいですか。

【原議長】 今回は欠席届だけということで、遅刻ということになればまた、それはもう突発的なことで当然、遅刻という理由が出てくるので、それについては書面というのは少しわからない状態なものですから、今回欠席届だけにしました。

あと1つ言われたように、じゃ、協議会はどうするかというのは、これは皆さんに一回また諮っていただけますか。

【古沢副委員長】 協議会も委員会に準じた形で理解してもらえばいいんじゃないですか。

【岩城委員長】 差をつけるわけにはいかんわね。だから、委員会も協議会も一緒と。同等やちゃね。

【原議長】 わかりました。

【岩城委員長】 会合するがは間違いないがだから。

【原議長】 なら、協議会もということで。

【岩城委員長】 よろしいですか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 なら、議長、あさつてにまた説明、よろしく願いをいたしたいと思えます。

事務局、何かありますか。

【妻木局長】 2件ございます。

1件目は、9月定例会の初日の流れについてでございます。

初日に、決算特別委員会の設置並びに委員の選任を行います。委員は、平成30年度中の

議長、監査委員を除く全議員11名でございます。

初日、本会議及び議運があれば議運終了後に正副委員長の互選を行い、9月10日の質問2日目の本会議において議長から報告して議案を付託したいと思っております。

もう1件は永田のほうから説明いたします。

【永田局長補佐】 お願いします。

お手元に「マニフェスト大賞」と書いたチラシが配付してあると思います。毎年早稲田大学マニフェスト研究所が議会改革度ランキングを発表しておるんですけども、そのランキングを作成するにあたって、事務局宛てにアンケート調査が毎年来ます。

今回、滑川市独自の取り組みということで、中学生の傍聴ポスターの作成ですとか、滑川視議会inエールといった取り組みをしていますよということを記載したところ、マニフェスト研究所のほうから先日電話がかかってまいりまして、特にエールでの取り組みが全国的にも珍しいので、マニフェスト大賞に応募してみられればどうですかという、そういった連絡でした。

マニフェスト大賞自体は、そこにも書いてあるとおり、ことし14回目を数えております。地方自治体の議会、首長、市民、そういった方々のすぐれた活動を表彰するもので、そういった他自治体のいろんなすぐれた取り組みをみんなでまねして、互いに競いながらまちづくりを進めましょうと、そういった思いで開催されているということです。

どうなるかは全くわからんですがですけど、仮に受賞をすれば報道等にも取り上げられて、もっと頑張ろうという意欲の向上も期待されるということです。

こういった個別の取り組みをわざわざ応募してはどうですかということで取り上げていただいたので、議員の皆さんや滑川市議会としてのよい評価につながっていくことであれば、ぜひ応募してみたいというふうに考えております。

これに関しては、当然、エールのほうのご協力というか、提案自体はエールのほうからいただいておりますので、高木理事長に確認をとって見たところ、応募に関しては了解をいただきました。取り組みについては滑川市議会が主体でやっているよということで応募していただいても構いませんということでしたので、皆さんの了解をいただければ、取り組みの概要等とか応募の体裁というか、そういったことに関しては、高木理事長ですとか、あと広報広聴委員長の青山委員長とも相談して、8月31日が締め切りなんですけれども、応募したいというふうに考えておりますので、また協議のほうをお願いいたします。

【岩城委員長】 以上であります。

【原議長】 私のほうからも、ぜひ応募したいと思いますので、よろしくお願いします。

【岩城委員長】 今の2件について、いいがでしょう。

【古沢副委員長】 主体はということになってくると、何かちょっとこそばゆい感じやね。

【開田委員】 やっぱりきっかけづくりが高木さんだから、ここをやっぱり、はじめの一步を特に強く強調してもらいたいですね。民間というところで。

【中川委員】 エールで学生が勉強するコーナーをつくつとるにかね。あれによってやっぱり高校生が見に来る機会があるがじゃないか。

【開田委員】 恥ずかしいがいぜ。1年生の子が「おばちゃん見たよ、エールで」って。

【岩城委員長】 何にしてもお願いいたします。

決算特別委員会は今回、順番で行けば開田さんが委員長の予定と、今度は青山さんが副委員長になるがかな。順番で行けばね。

【開田委員】 そういうがでいいがですか。

【岩城委員長】 順番に行っておりますので、お願いいたします。

【開田委員】 はい、よろしくお願いします。

【岩城委員長】 なければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時08分閉会